

中野区教育委員会会議録

令和6年第1回臨時会

令和6年1月5日

中野区教育委員会

令和6年第1回中野区教育委員会臨時会

○日時

令和6年1月5日（金曜日）

開会 午前 11時22分

閉会 午前 11時29分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○欠席委員

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 協議事項

(1) 審査請求の取扱いについて（子ども・教育政策課）

○議事経過

午前 11 時 22 分開会

入野教育長

定足数に達しましたので、ただいまから教育委員会第 1 回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

ここで、お諮りいたします。協議事項「審査請求の取扱いについて」につきましては、裁決の過程における案件であり、意思決定の中立性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

（以下、非公開）

（令和 6 年第 2 回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開）

< 協議事項 >

入野教育長

それでは、日程に入ります。協議事項に入ります。

協議事項「審査請求の取扱いについて」を協議いたします。

初めに、事務局からご説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは、「審査請求の取扱いについて」説明いたします。

まず 1 番、審査請求の概要でございます。令和 5 年 10 月 7 日付の審査請求書によりまして、教育委員会が陳情に係る口頭説明の申し出を認めなかったことを不服とする審査請求が提起されました。その趣旨は、口頭説明を許可する裁決を求めるというものでございます。

審査請求に係る主な経過でございます。

審査請求人より、令和 5 年 4 月 7 日付陳情書の提出がございました。陳情書には、「中野区教育委員会でする口頭説明・・・を申し出ます。」との記載がございました。また、教育長及び教育委員並びに事務局職員が打合せいたしまして、口頭による説明を不要とする旨

の結論に至ったため、令和5年5月19日に、メールにより、その旨を審査請求人に回答いたしました。

また、審査請求人より、令和5年5月20日付陳情取り下げ願出書の提出がございました。その後、審査請求人より、令和5年5月21日付審査請求書の提出がございました。その後、令和5年8月4日に、上記(4)の審査請求を却下する旨の裁決を行い、審査請求人に当該裁決に係る裁決書の謄本を送付したものでございます。また、審査請求人より、令和5年8月5日付審査請求書の提出がございました。令和5年10月6日には、上記(6)の審査請求を却下する旨の裁決を行い、審査請求人に当該裁決に係る裁決書の謄本を送付いたしました。そして、審査請求人より、令和5年10月7日付審査請求書の提出があったものでございます。

次ページに移りまして、審査請求人の主張の要旨でございます。審査請求人は、本件回答により、陳情書で申し出た口頭説明を不許可とする旨の処分、すなわち公権力により請願権の範囲を制限する行為を受けた旨を主張しているものでございます。

この審査請求の取扱いについてでございます。審査請求人が本件回答を知った日は令和5年5月19日ではありますが、本件審査請求は令和5年10月7日付審査請求書によりなされております。本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項で定める審査請求期間を経過した後になされたものであり、当該審査請求期間を経過したことに係る正当な理由も特段見当たらないことも踏まえれば、不適法なものであると言わざるを得ません。また、本件回答は本件申出に対し、口頭説明を不要とする旨を回答したものであります。陳情は令和5年5月20日付陳情取り下げ願出書の提出により取り下げられ、当該陳情の中でなされた本件申出についても同様に取り下げられております。このことから、本件回答の効果は既に消滅していることとなるため、本件回答の取消しまたは変更により、審査請求人らが回復すべき自己の権利または法律上保護された利益がなお存在していると認めることはできず、この点からも本件審査請求は不適法なものであると言わざるを得ません。

以上のとおり、本件審査請求は不適法なものであり、その不備を補正することができないことが明らかなものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定に基づき、審理手続を経ずに却下されるのが相当であると考えられます。

なお、令和5年10月7日付審査請求書の「1 審査請求に係る処分の内容」中に「前2回の審査請求、本審査請求を通じ、行政事件訴訟法第3条第7項にいう差止め、すなわち将来の権利の制限をする処分をしないことを求めている。」との記載がありますが、本件審査

請求は、行政不服審査法に基づきなされている手続であり、行政事件訴訟法第3条第7項で定める差止めの訴えとは異なる手続であります。将来なされるおそれのある一定の処分をしないことを求める請求は、行政不服審査法において審査請求の対象とされておりません。5番、今後の手続でございますけれども、教育委員会におきまして、審査請求に対する裁決を行う予定でございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

平本委員

ご説明ありがとうございます。4のところで書いてくださっているとおり、本来、審査請求期間を経過したことを理由に不適法であるものの、「また」以下のところで中身についても検討した上で、きちんとした説明をするという方針かと思っておりますので、このような方針でよいのではないかと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がなければ、事務局から説明のありましたとおり、審査請求を却下するという裁決になろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

入野教育長

それでは、事務局は議案を提出するための準備をしてください。本協議については、終了いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、教育委員会第1回臨時会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時29分閉会